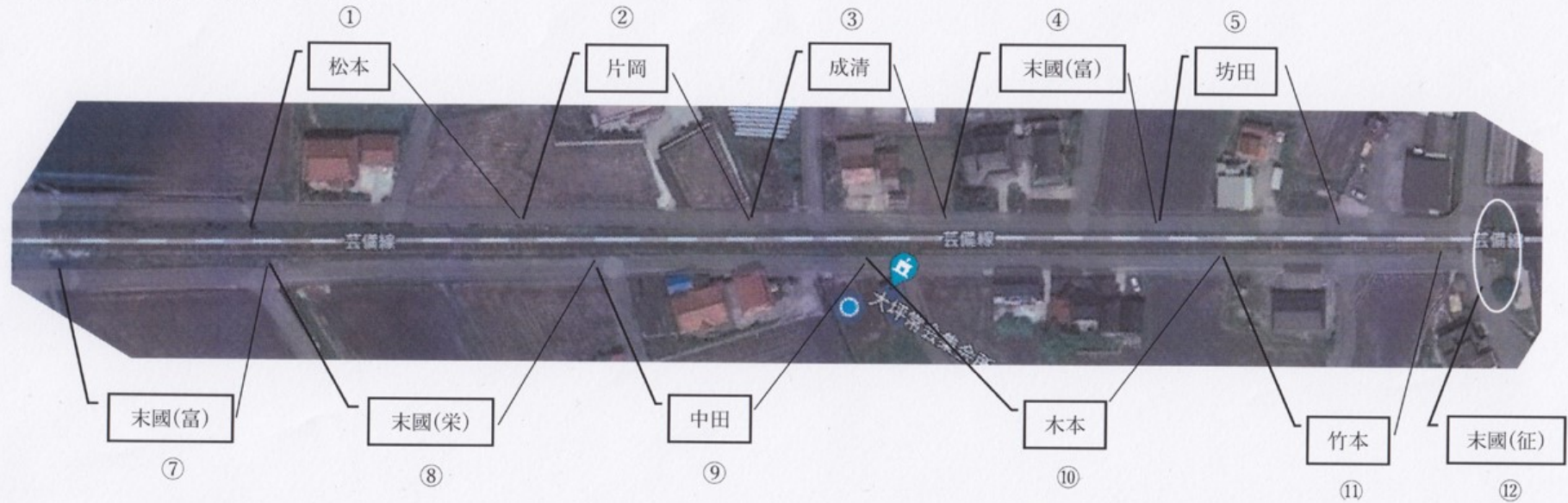


JR 法面草刈りの分担と実施方法

公共域（市道、通学路）が地先となる各戸が分担して草刈り（4月下旬～11月に4～5回程度、自前の草刈機・燃料と労力で）を行っている。全戸同時には実施できないものの、各戸が同じ目的（地域環境の整備）で実施している活動なので、R6年度より多面的機能支払いの対象となった。各分担を地図に示すと以下のとおり。



草刈り面積

氏名	長さ×法面高さ (m)	面積(m ²)
松本①	60×2.9+25×5	299
片岡②	63×3.9～4.4	261
成清③	54×3.1～3.9	189
末國(富)④⑦	55×2.6～3.1+69×1.2	240
坊田⑤	57×2.3～2.6	140

氏名	長さ×法面高さ	面積(m ²)
末國(栄)⑧	96×1.2	115
中田⑨	77×1.7	131
木本⑩	100×1.7	170
竹本⑪	35×1.7+28×0.3～1.7	88
末國(征)⑫	観音様跡の踏切周辺	88
計		1,721

注：境界を当事者に確認した上で長さは衛星画像から、法面高さは斜面に沿って実測し、面積を算定した。